

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第二条 実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 三 個人情報を収集する目的
- 四 個人情報の対象者の範囲
- 五 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあつては、法第二条第三項に掲げる個人情報に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）
- 六 個人情報の収集先
- 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更したときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用

しない。

- 一 県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- 二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務
- 三 犯罪の捜査に関する事務
- 四 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務

5 実施機関は、第一項第五号の記録項目の一部、同項第六号に掲げる事項若しくは同項第七号の実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

（開示請求書に記載する事項）

第三条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第四条 法第八十九条第二項の規定による開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、法第八十七条第一項の規定により写し（電磁的記録にあっては、規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

（訂正請求書に記載する事項）

第五条 訂正請求書には、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

（利用停止請求書に記載する事項）

第六条 利用停止請求書には、法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関

が定める事項を記載しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第七条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万

千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元
（奈良県個人情報保護審議会）

第八条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、次に掲げる事務を行わせるため、奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関（地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）が認める事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

2 審議会は、委員六人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第二項から前項までに掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、前条第一項第一号の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、前条第一項第一号の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第十条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十一条 審議会は、第九条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要が

ないと認めるときは、この限りでない。

（提出資料の写し等の交付に係る手数料）

第十二条 奈良県行政不服審査会条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十号）第十条及び第十一条の規定は、行政不服審査法第八十一条第三項において読み替えて準用する同法第七十八条第四項に規定する手数料について準用する。この場合において、同条例第十一条中「審査会」とあるのは、「奈良県個人情報保護審議会」と読み替えるものとする。

（調査審議手続の非公開）

第十三条 審議会の行う第八条第一項第一号の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申の尊重義務）

第十四条 諮問実施機関は、第八条第一項第一号の規定による諮問に対する答申を受けるときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（実施状況の公表）

第十五条 知事は、規則に定めるところにより、毎年一回、各実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（その他）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十七条 第八条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（奈良県個人情報保護条例の廃止）

第二条 奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第九条の規定による職務上知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に使用してはならない義務又は旧条例第十条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務に関し知り得た旧個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第六号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 この条例の施行前において旧条例第十条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第十一条第一項の規定により備えられた個人情報取扱事務登録簿は、第二条第一項の規定により備えられた登録簿とみなす。

3 前項の規定により、第二条第一項の規定により備えられた登録簿とみなされたものについて、同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項中「直ちに」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

4 施行日前に旧条例第十一条第四項第五号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務は、第二条第四項第五号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務とみなす。

5 施行日前に旧条例第十二条第一項若しくは第二項、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己を個人情報本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧条例第六十一条第一項の規定により置かれた奈良県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、第八条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、第八条第三項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第六十一条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第六十四条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

10 前項各号に掲げる者が、その業務に関し知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている旧個人情報情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

11 第八項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 第五項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第十二条第一項又は第二項の規定による自己を個人情報情報の本人とする個人情報情報の開示に関し、偽りその他不正の手段により、旧条例第十八条第一項の決定に基づく個人情報情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例の一部改正）

第四条 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「がある場合」の下に「又は個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百六条第一項に規定する審査請求の場合」を加える。

（奈良県行政不服審査会条例の一部改正）

第五条 奈良県行政不服審査会条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十号）の一部を

次のように改正する。

第二条の見出し中「組織」を「組織等」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、他の附属機関の所掌に属するものを除き、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。